

高槻市ぱちんこ遊技場の 建築規制に関する指導基準

高 槻 市

目 次

高槻市ぱちんこ遊技場の建築規制に関する指導基準

第1条	趣旨	1
第2条	構造等の基準	1
第3条	住民等の範囲	1
第4条	事前相談	2
	(1) 付近見取図(縮尺2,500分の1)	
	(2) 建築物用途別周囲現況図(縮尺2,500分の1)	
	(3) 用途地域等周辺配置図(縮尺2,500分の1)	
	(4) 配置図(縮尺100分の1又は200分の1)	
	(5) 各階平面図(縮尺100分の1又は200分の1)	
	(6) 立面図(縮尺100分の1又は200分の1)	
	(7) 断面図(縮尺100分の1又は200分の1)	
	(8) 完成予想図	
	(9) 屋外広告物関係図	
	(10) 開口部の構造図(開口部の構造及び設備を示すもの)	
	(11) 外部仕上げ表	
	(12) 駐車場の位置図(自転車若しくは自動車用の別、位置、収容台数を示すもの)	
	(13) 現況写真(敷地及びその周辺の状況が分かるもの)	
	(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める参考図書	
第5条	工事等の通知	2
第6条	建築主の責務	2
第7条	実施細目	2
様式第1号	(第4条関係)	3

高槻市ぱちんこ遊技場の建築規制に関する指導基準

(趣旨)

第1条 この指導基準は、高槻市ぱちんこ遊技場の建築規制に関する条例（平成8年高槻市条例第24号。以下「条例」という。）第7条に基づき、ぱちんこ遊技場の建築について指導又は助言を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(構造等の基準)

第2条 この指導基準において、条例第4条各号に規定する構造等の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第1号に規定する幅員9メートル以上の道路は、他の9メートル以上の道路に接続する交差点までの全区間9メートル以上の幅員を有し、かつ原則として車道と歩道とが分離された道路とする。
- (2) 第2号に規定する後退距離のうち規則第3条第1号に定める部分にあっては、歩道との間に段差を設けないよう努めるものとする。
- (3) 第3号に規定する建築物、広告物及び広告物を掲出する物件の形態、意匠、色彩及び照明は、快適で良好な生活環境の保全及び青少年の健全な育成に支障がないと市長が認めるもので、次に掲げる事項に特に配慮するものとする。
 - ア 建築物の外観は、意匠等が著しく奇異なものでないこと
 - イ 屋根、外壁等は、過度の装飾、けばけばしい色彩、過剰な照明設備等を避けること
 - ウ 広告物及び広告物を掲出する物件等の大きさは、高架水槽又は屋上部分の階段室を覆う程度に止めること
 - エ ネオンサイン等は、激しい点滅等のない簡素なもので住宅地側からは見えない構造とし、原則として第1号に規定する道路に面して設置するものとする
- (4) 第4号に規定する防音に配慮した構造は、出入口については、原則として二重扉を設置するものとする。
- (5) 床面積の算定は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影による。

(住民等の範囲)

第3条 条例第8条第2項に規定する付近の住民等は、次に掲げるいずれか大きい方の距離以内に居住する者若しくはその者の所属する自治会とする。なお、当該距離以内に通学路がある場合にあっては、PTAを含むものとする。

- (1) ぱちんこ遊技場の敷地境界から外側水平方向に25メートル
- (2) 建築物の外壁面等から外側水平方向に当該建築物の高さの2.5倍の距離

(事前相談)

第4条 ぱちんこ遊技場を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、条例施

行規則第4条第1号に規定するぱちんこ遊技場建築計画届出書の提出に先立ってぱちんこ遊技場建築事前相談書（別記様式1号。以下「相談書」という。）を市長に提出し、必要な指導又は助言を受けなければならない。

2 前項の相談書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が支障がないと認める場合は、当該図書の全部又は一部の添付を省略することができるものとする。

- (1) 付近見取図（縮尺2,500分の1）
- (2) 建築物用途別周囲現況図（縮尺2,500分の1）
- (3) 用途地域等周辺配置図（縮尺2,500分の1）
- (4) 配置図（縮尺100分の1又は200分の1）
- (5) 各階平面図（縮尺100分の1又は200分の1）
- (6) 立面図（縮尺100分の1又は200分の1）
- (7) 断面図（縮尺100分の1又は200分の1）
- (8) 完成予想図
- (9) 屋外広告物関係図
- (10) 開口部の構造図（開口部の構造及び設備を示すもの）
- (11) 外部仕上げ表
- (12) 駐車場の位置図（自転車若しくは自動車用の別、位置、収容台数を示すもの）
- (13) 現況写真（敷地及びその周辺の状況が分かるもの）
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める参考図書

（工事等の通知）

第5条 建築主は、建築に着手したとき及び建築を完了したときは、速やかにその旨を市長に通知しなければならない。

（建築主の責務）

第6条 建築主は、建築物が条例の目的に反しないようにするとともに、それに付随する広告物が、住環境及び都市景観並びに青少年の健全育成に悪影響を与えないようにしなければならない。

（実施細目）

第7条 この指導基準の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この指導基準は、平成9年2月20日から実施する。

附則 この指導基準は、令和元年5月1日から実施する。

附則 この指導基準は、令和3年4月1日から実施する。

ぱちんこ遊技場建築事前相談書

(宛先)高槻市長

令和 年 月 日

建築主	(所在地)			
	住所			電話
	(名称及び代表者氏名)			
	氏名			
代理者	(所在地)			
	住所			電話
	(名称及び代表者氏名)			
	氏名			
設計者	氏名		電話	
施工者	氏名		電話	
建築位置	高槻市		用途地域	
工事種別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更			
	届出部分	既存部分	合計	階数
敷地面積	m ²	m ²	m ²	
建築面積	m ²	m ²	m ²	高さ
延べ面積	m ²	m ²	m ²	軒高
遊技場の名称			建築物の構造	
遊技機の台数	台	駐車場	面積	台数
			m ²	台
広告物類	屋上広告物 ・ 袖看板 ・ ネオン等 ・ その他			

(添付図書)

- 1 付近見取り図 2 建築物用途別周囲現況図 3 用途地域等周辺配置図
- 4 配置図 5 各階平面図 6 立面図 7 断面図 8 完成予想図
- 9 屋外広告物関係図 10 開口部の構造 11 外部仕上げ表
- 12 駐車場の位置図 13 現況写真 14 市長が必要と認める参考図書

(注意事項)

- 1 この事前相談は、高槻市ぱちんこ遊技場の建築規制に関する条例(以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づく届出に先立って、あらかじめぱちんこ遊技場の建築計画について市長と協議し、指導又は助言を受けるものです。
- 2 遊技場を建築しようとする者は、この事前相談書に必要事項を記入のうえ上記図書を添付してください。
- 3 この事前相談書の内容が条例及び同条例施行規則の改正により新しい条例に抵触することとなったとき又は、変更のある場合は再度事前相談を必要とする場合があります。
- 4 この事前相談が完了した場合であっても、条例第5条第1項に基づく届出の内容を審査する際、細部について指導を行う場合があります。